

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般財団法人 日本車両検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第 127 号の 2
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。